

春日井市告示第50号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、令和3年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）第7条第1項の規定により告示する。

令和3年4月1日

春日井市長 伊藤 太

- 1 計画の区域
春日井市内全域とする。
- 2 一般廃棄物の発生量（処理量）の見込み

	種 類	発 生 量	総 量
ごみ	燃やせるごみ	73,887 t	80,484 t
	燃やせないごみ	4,427 t	
	粗大ごみ	1,685 t	
	特定廃棄物	47 t	
	家電4品目	13 t	
	使用済乾電池等	55 t	
	直接埋立物	370 t	
資源物	新聞紙	1,812 t	12,610 t
	雑誌（雑がみを含む。）	1,895 t	
	段ボール	1,607 t	
	牛乳パック類	55 t	
	古着	620 t	
	飲料缶	340 t	
	ガラスびん	1,629 t	
	ペットボトル	854 t	
	プラスチック製容器包装	2,836 t	
	金属類（小型家電を含む。）	950 t	
	廃食油	12 t	
し尿	生し尿	5,953kℓ	55,227kℓ
	浄化槽汚泥	49,274kℓ	

3 一般廃棄物の排出抑制及び適正排出のための取組

- (1) 2018（平成30）年3月に導入したごみ分別アプリ「さんあ〜る」等、市民がごみに関する情報を簡単に入手できるようにすることやごみに関する情報を積極的に発信することで、市民がごみ減量や資源化に取り組みやすい環境を作ります。

取組名	具体的内容
ごみ分別アプリの利用推進	収集カレンダーや分別方法の検索機能などを有するスマートフォン用ごみ分別アプリの普及促進を図るとともに、通知機能などによる啓発を行います。
啓発施設の活性化	エコメッセ春日井に展示してある再利用子ども服や再利用家具などリユース部門や講座内容を見直し、施設全体の活性化を図ります。
「ごみの現状」「清掃事業概要」の作成と公表	当市におけるごみ処理の内容について、毎年度報告書を作成し、情報を公表します。
社会科副読本「くらしとごみ」の配布	小学生のときからごみ減量と分別意識を培うことを目的に作成し、小学4年生全員に配布します。
環境カレンダー、資源・ごみの出し方便利帳、品目別一覧の配布	ごみ出しマナーと適正なごみの分別・排出を啓発するため、分別区分やごみを出す日等を記載した冊子を配布します。

- (2) ごみの減量や分別について、子どもから大人までそれぞれの年代に合わせた「環境教育」や「体験講座」、「施設見学」等ごみ減量や資源化に関する啓発活動を行います。

取組名	具体的内容
子ども環境アカデミー	ごみの分別、資源のリサイクルなど様々な環境問題に家族ぐるみで関心を持ってもらうため、子どもとその保護者を対象とした環境教育講座を行います。
ごみ収集体験	中学校の生徒に対し、就業体験の一環としてごみ収集を体験する場を提供します。
表彰	個人でごみの減量に取り組んでいる人、事業者や団体を表彰します。

取 組 名	具 体 的 内 容
「青空教室」の実施	保育園、幼稚園の園児に対して、ごみのリサイクルへの関心を高めるため、塵芥収集車を使用し、ごみの分別等の環境教育を実施します。また、市内小学校4年生対象の社会科の授業で、社会参加への第一歩となる適切なごみの分別、排出を学ぶため、社会科副読本「くらしとごみ」を用いて環境教育を実施します。
生ごみ減量推進講座	生ごみ減量を目的として、生ごみ堆肥化講座を開催するとともに、市民団体等が実施する各講座において、ごみの減量、分別について啓発を行います。
施設見学、イベント・講座の活用	クリーンセンター内のごみの焼却・破砕処理や資源の選別・梱包作業等の見学を通して、正しいごみ・資源分別の啓発等の講座、再利用販売、フリーマーケット等のイベントから3Rの普及に努めます。
出前講座の推進	事業者や町内会等、老人クラブ等の団体に対して、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図るため、各団体の要望に応じた講座（説明会）を行います。

- (3) ごみを出した人の責任を明確にすることで、不十分な分別や地域外からの持ち込みなどのマナー違反が減り、ごみの減量や資源化が進みます。排出者責任を明確化する一つの手法として、戸別収集の検討を行います。

また、家庭から排出されるごみの重量ベースで約2割を占める生ごみを減量するため、家庭用生ごみ処理機の購入費補助を行います。

取 組 名	具 体 的 内 容
新たな収集方式等の調査、検討	新たな収集方式として戸別収集や拠点回収の強化などについて収集方法、費用を検討します。また、ごみステーションの在り方について、調査し、研究していきます。
指定袋の規格等の見直し	金属類のうち発火性の高いスプレー缶・ガスボンベ、ライター及び充電式電池を内蔵した小型家電（以下「発火性危険物」という。）によるごみ収集車両等火災を防ぐため、発火性危険物について、10月から指定袋を導入します。
家庭用生ごみ処理機の購入費補助	家庭用生ごみ処理機の購入費を補助し、今後もより一層生ごみの減量化を進めていきます。
ごみステーションの衛生美化	ごみステーションの維持管理を行う利用者や集合住宅の管理者等に防鳥用ネットの無償貸与を行うほか、区・町内会や集合住宅の管理者等にごみボックスの購入費の補助を行います。

- (4) まだ食べられるのに捨てられる食べ物いわゆる「食品ロス」対策のための施策やスーパーや飲食店などから出る生ごみの資源化を進めるための食品リサイクル、多量排出事業者への指導や搬入時の検査を継続的に実施します。

取組名	具体的内容
市役所発信！ごみ減量月間	啓発月に市役所から排出される紙ごみ等を減らすための施策を提案します。
食べきりキャンペーンの実施	飲食店と協力して、少なめメニューを作成するなど外食時にできるだけ食べ残さないよう啓発を行います。
多量排出事業者指導	多量排出事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示できるよう条例等を整備します。
レジ袋等削減の推進	スーパーやドラッグストアに加えて、新たな取組み事業者と協定を締結します。
ごみ減量3R推進事業所認定制度	ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む事業所を認定し、その事業所の取組みを広く紹介することで、市民や事業者のごみの減量及びリサイクルに対する意識の高揚を図ります。
適正搬入指導(収集運搬許可業者)	クリーンセンター搬入時に、産業廃棄物や資源等の混入を防止するため、ごみ検査を実施し、適正搬入の推進と分別方法の指導等、搬入指導を行います。
適正排出指導(排出事業者)	市内事業者に対し、適正な分別方法や、ごみステーションには排出できないことなどについて、訪問指導を実施します。
拡大生産者責任の啓発	市内事業者に対し、拡大生産者責任の考え方に即して、より環境負荷の少ない製品の使用や過剰包装などの削減に努めるよう啓発します。
リユース容器活用の促進	市内で開催される祭りやイベントにおいて、使い捨て容器の排出を抑制するために、陶器などリユース容器を積極的に活用するよう主催者や参加者へ呼びかけます。
グリーン購入の推進	当市が調達する物品及びサービスに関して、環境に負荷の少ない製品及びサービスの調達の推進を率先して実施します。

- (5) 現在行っている資源の回収率を向上させるため、イベント回収や啓発を行うとともに、食品廃棄物などの新たな資源化方法の検討を行います。

取組名	具体的内容
資源の拠点回収	希少金属を使用している携帯電話などの情報端末、デジタルカメラなどの小型家電を公共施設等で拠点回収します。また、資源回収強化月間を創設し周知に努め、市や地元のまつりなどのイベントの開催時に、資源を回収する特設エリアを設置します。
食品廃棄物の有効利用	学校給食等で廃棄される食品廃棄物について、近隣地にあるバイオガス発電施設の有効活用方法を検討し、事業系一般廃棄物の削減を図ります。
効率的なエネルギーの回収	老朽化が進んでいる焼却施設のあり方について、廃棄物の燃料化等、効率的な熱エネルギーの回収により、光熱水費の削減を検討します。
生ごみのバイオガス化の促進	生ごみは水気を多く含み、焼却にコストがかかるため、事業者が食品リサイクル施設へ搬入するよう促すことで、バイオガス化を推進します。
廃食用油のリサイクル	植物性廃食用油を拠点回収し、バイオディーゼル燃料にして塵芥収集車に利用します。
金属類(小型家電を含む)の資源化	小型家電について、市民の利便性を考慮し、公共施設等における回収ボックスの設置を検討します。
焼却灰リサイクルの推進	焼却灰をセメント原料としてリサイクルすることにより、最終処分場の延命と資源化の推進を図ります。
雑がみの分別	燃やせるごみの約4割を占める紙・布類のうち、雑がみの資源化を推進するために、雑がみの分別収集を周知するとともに、排出しやすい方法を検討します。
資源回収団体奨励金交付制度	ごみ減量と再生利用に係る活動並びに地域活動の促進を図るため、適正に回収活動を行う団体へ奨励金を交付します。また、更なる促進を目指して、金額についても検討します。
除草・剪定枝の有効利用	剪定、除草作業から発生する樹木や草を堆肥化等による資源化が可能かどうか、事業者の調査を行い、有効利用方法を検討します。

- (6) 廃棄物となった水銀を含む製品の適正な処理や、爆発・火災の危険があるカセットボンベ等可燃性ガスを含むごみの安全な回収方法等、適正な処理を必要とするごみの新たな分別方法の検討を行います。

取組名	具体的内容
発火性危険物の収集体制等の整備	金属類のうち、発火性危険物について、不燃性の金属類と分別するため、中間処理工程を導入します。
転入者への啓発	当市のごみの分別ルールなど知識が少ない転入者に対して、環境カレンダーを受け取りやすい環境づくりに努めます。
水銀使用製品(蛍光管)の拠点回収	水銀使用製品(蛍光管)の適正処理を行うため、家庭から排出される蛍光管について、指定公共施設等において回収します。 (注)
ごみ排出指導	ごみ出しマナーの向上を図るため、ごみステーションの立ち番指導、町内会、集合住宅等への説明会を開催していきます。
外国人向け排出指導	外国人に向け、外国語のパンフレットを作成するほか、英語、中国語、ポルトガル語及びベトナム語に対応しているアプリ「さんあ〜る」の周知に努め、ごみ出しマナーなどについても啓発を行うとともに、要望の多い外国語への対応も検討していきます。
さわやか収集	家庭ごみの持ち出しができない方を対象にさわやか収集を行います。福祉関係部門と連携し、総合的な高齢化対策として、さわやか収集のあり方について検討していきます。

(注) 指定公共施設等：エコメッセ春日井、坂下公民館、総合福祉センター、東部市民センター、高蔵寺ふれあいセンター、清掃事業所、知多公民館、南部ふれあいセンター及び愛知県電機商業組合春日井支部に加盟する協力店。

4 家庭系一般廃棄物及び資源物（以下「家庭系ごみ等」という。）の種類、排出方法等

(1) 家庭系ごみ等の種類、排出方法及び処理方法

ア 次のように分別し、所定の場所（ごみステーション：注1）に朝8時までに排出する。又はクリーンセンターへ直接搬入（注2）する。

※印に付いては、原則ごみステーションに排出する。

種類・区分	排出方法(注3)	収集回数	処理方法(注4)	処理施設		
燃やせるごみ	指定袋(黄色)	週2回※	焼却	クリーンセンター		
燃やせないごみ	指定袋(青色)(注5)	月2回※	破碎後、資源化、焼却又は埋立	クリーンセンター 再生事業者 最終処分場		
粗大ごみ	清掃事業所へ電話申込みのうえ指定場所に排出(有料)/クリーンセンターへ直接搬入(有料)		修理販売又は破碎後、資源化、焼却若しくは埋立			
特定廃棄物			破碎後、資源化、焼却又は埋立			
使用済み乾電池等	透明・半透明の袋(注6)	年2回※	資源化	再生事業者 クリーンセンター 再生事業者 再生事業者		
家電4品目	粗大ごみ等と同様(有料)					
資源物	古紙類	新聞紙			月2回※	
		雑誌				紙ひもで縛る
		雑がみ				紙ひもで縛る・紙袋
		段ボール				紙ひもで縛る
		牛乳パック類				
		古着				
	飲料缶	透明・半透明の袋			資源化	
	ガラスびん					
	ペットボトル					
	プラスチック製容器包装	指定袋(無色)				週1回※
	金属類(小型家電含む)	透明・半透明の袋				月1回※
		発火性危険物	指定袋(赤色)(注7)			
	蛍光管	直接持ち込む	指定公共施設等(注8)			
廃食用油	びん又はペットボトルに入れふたをする。	公共施設で月2回				
犬、猫等の死体	清掃事業所へ電話申込み(有料)/清掃事業所へ直接搬入(有料)		焼却	動物死体処理業者		

- (注1) ごみステーションは、原則としてそれを利用しようとする市民等が協議の上、位置を決め、その場所を市に申し出て、市が収集可能と確認した場所とする。なお、春日井市ごみステーション設置要綱を遵守すること。また、ごみステーションの位置は、清掃事業所及びごみ減量推進課において縦覧することができる。
- (注2) クリーンセンターへ搬入の際は事前に連絡する。なお、搬入できる者は、本人又はその親族に限る。
- (注3) 指定袋は、春日井市指定袋に関する要綱によるものとする。ただし、改正前の春日井市指定ごみ袋に関する要綱の規定に基づいて調製されている指定ごみ袋も使用できる。
- (注4) 焼却灰は、セメント原料化又は最終処分場にて埋立処理する。
- (注5) 水銀使用製品である蛍光管(ただし、80cm未満に限る。)は、指定公共施設等(注8)への持ち込みもできる。
- (注6) 公共施設等への持ち込みもできる。
- (注7) 金属類(発火性危険物)は、令和3年10月より指定袋を導入します。
- (注8) 指定公共施設等:エコメッセ春日井、坂下公民館、総合福祉センター、東部市民センター、高蔵寺ふれあいセンター、清掃事業所、知多公民館、南部ふれあいセンター及び愛知県電機商業組合春日井支部に加盟する協力店。

イ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫及び洗濯機・衣類乾燥機の
処理

購入した小売業者又は買換えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼する。又は、郵便局・ゆうちょ銀行でリサイクル料金を支払い、自ら製造メーカーの指定引取業者へ搬入する。

指定引取業者	所在地等
朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町555番地 052-901-2111
西濃運輸株式会社 小牧支店	小牧市新小木1丁目92番地 0568-77-7361
日本通運株式会社 春日井物流センター	春日井市鷹来町字上東光坊 4662番地1 0568-86-5737

指定引取業者への搬入が困難な場合は、粗大ごみと同様に、清掃事業所に収集を依頼し、又は自らクリーンセンターに搬入する。

ウ パソコンの処理

パソコンの処理については、市の協定締結事業所「リネットジャパンリサイクル株式会社」に、宅配便による回収を依頼するか、各パソコンメーカー又は一般社団法人パソコン3R推進協会に問い合わせる。

(2) 家庭系ごみ等のうち収集しないもの

次のものは、自らクリーンセンターへ事前に連絡したうえ、直接搬入する。又は春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に、収集・運搬を依頼する。

ア 引越等に伴い発生する一時的な多量ごみ

イ 長さ2m及び重さ50kgを超えるもの等収集作業に支障を及ぼすおそれのあるもの

ウ 砂、土、石等

(3) 家庭系ごみ等のうちクリーンセンターで処理できないもの

ア 消火器、オートバイ等広域認定制度で処理を行うものや、ピアノ等販売店や専門業者に適正な処理を依頼するもの

イ シンナー、在宅医療用注射針や廃油等処理設備に支障を及ぼすおそれのあるもの

(4) その他

(1)のア、ウに関わらず、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等は、愛知県を収集区域とする同法第10条第3項の認定を受けた事業者への引き渡しも認める。

5 事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）の処理方法等

(1) 事業系ごみの処理方法

排出者は、廃棄物処理法の規定に基づき廃棄物の減量に努め、分別を徹底し、資源再生事業者等を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むものとする。

自ら処理できない場合は、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者（又は再生事業者）に運搬を依頼する。又はクリーンセンターへ直接搬入する。

市が処理しない市域外の事業系ごみ及び産業廃棄物は、クリーンセンターへ搬入することができない。

区 分	処理方法（注）	処理施設
事業系ごみ	焼却又は資源化	クリーンセンター 再生事業者
資源物（種類ごとに分別）	資源化	再生事業者

(注) 焼却灰は、セメント原料化又は最終処分場にて埋立処理を行う。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の許可

廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可は、現状の収集運搬の状況等を勘案し、事業系ごみの排出量が大幅に増加する等適正な体制確保のため特に必要がある場合を除き、新規に許可をしない。また、許可申請において申請者（春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（以下「合意書」という。）の1の(3)に規定する役員を含む。）が合意書の2に該当しない者であること。

6 一般廃棄物の処理施設

(1) 中間処理施設

ア クリーンセンター（春日井市神屋町1番地2）

工場	処理設備	処理方式	処理能力	
第一工場	焼却設備	全連続燃焼式機械炉	130 t / 24 h × 2	
	余熱利用設備	蒸気タービン発電機	1,400kW	
	粗大・不燃ごみ処理設備	横型回転式	65 t / 5 h	
第二工場	焼却設備	全連続燃焼式機械炉	140 t / 24 h × 2	
	灰溶融設備（休止）	電気抵抗式	40 t / 24 h × 2	
	余熱利用設備	蒸気タービン発電機	7,000kW	
	資源化設備	粗大・不燃ごみ処理	横型回転式	45 t / 5 h
		資源化処理	機械選別式 手選別	25 t / 5 h 金属缶 8 t / 5 h ガラスびん 14 t / 5 h ペットボトル 3 t / 5 h

(注) クリーンセンター内にあるリサイクルプラザ（エコメッセ春日井）では粗大ごみとして搬入されたもののうち、家具を修理し、再生品として販売する。

(2) 最終処分施設

ア 内津北山最終処分場（春日井市内津町字北山357番地1）

埋立方法	敷地面積	埋立可能容量	現在埋立容量 (R03. 1)	令和3年度 埋立見込容量
サンドイッチ方式	70,324㎡	475,000m ³	25,554m ³	7,120m ³

イ 公益財団法人愛知臨海環境整備センター（愛知県知多郡武豊町字三号地1番地）

敷地面積	埋立可能容量	令和3年度 搬入見込量
47.2ha	4,960,000m ³	3,000 t (約3,000m ³)

(注) 一般廃棄物の区域外処理施設としてクリーンセンターで中間処理後に排出される焼却残渣を搬入する。

ウ 住友大阪セメント株式会社 赤穂工場（兵庫県赤穂市折方字中水尾1513番地）

年間処理能力	令和3年度 搬入見込量
26,000 t	3,000 t

7 し尿及び浄化槽汚泥の処理

(1) 収集

種 類	収 集 方 法
生し尿	市（直営・委託）による収集 定額制：20日間隔 従量制：随時 仮設トイレ：随時
浄化槽汚泥	春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者による随時収集

(2) 処理施設

衛生プラント（春日井市御幸町1丁目1番地2）

処理方法	処 理 能 力
標準脱窒素処理方式	190kl/日（生し尿25kl/日・浄化槽汚泥165kl/日）

8 参考

市外の民間施設での一般廃棄物処理量の見込み（令和3年度）

区 分		処理主体	処理方法	年 間 量
排出者が自ら搬入又は許可業者収集	食品廃棄物	民間	飼料化又は堆肥化	818.0 t
	木くず、草	民間	堆肥化	4,179.5 t